

表 11 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	1 a 区域 専ら住居の用に供される区域 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル	

1 幹線交通を担う道路 道路法第 3 条 に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項 に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号 に規定する自動車専用道路をいう。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。